

食の安全への新たな取組み（リスク分析）

リスク評価

食品安全委員会

- ・食品の安全に関するリスク評価の実施
- ・リスク評価の結果に基づき、リスク管理を行う行政機関への勧告
- ・リスク管理の実施状況についてのモニタリング
- ・内外の危害情報の一元的な収集・整理
- ・リスクコミュニケーション全体の総合的マネジメントの実施 等

食品安全基本法案

リスク管理

厚生労働省

- ・検疫所
- ・地方厚生局
- ・保健所

など

食品の安全に関するリスク管理

食品衛生法等

農林水産省

- ・地方農政局
 - ・消費技術センター
- など

農産・畜産・水産に関するリスク管理

農薬取締法
飼料安全法 等

リスクコミュニケーション

- ・食品の安全性に関する情報の公開
- ・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

リスクコミュニケーションの取組

意見交換会（H15年度開催スケジュール）

年月	内容
6月	地方自治体への説明会 講演（日本食品微生物協会、フード連合、日本食品衛生協会、食品科学広報センター）
7月	食の安全に係る改正法の施行に向けて～意見交換会～（東京、神戸） 講演（大阪商工会議所、日本食品産業センター、東北厚生局、関東農政局、全国発酵乳乳酸菌飲料協会）
8月	講演（日本食品衛生協会、公明党神奈川県本部女性委員会）
9月	意見交換会（金沢）
10月	食品の安全に関するシンポジウム（2都市で開催）
11月	意見交換会（2都市で開催） 食品安全総合研究シンポジウム（仮称）
12月	意見交換会（2都市で開催） 食品安全総合研究シンポジウム（仮称）
1月	
2月	食品衛生協会共催の意見交換会
3月	

※斜体・明朝は講演依頼によるもの

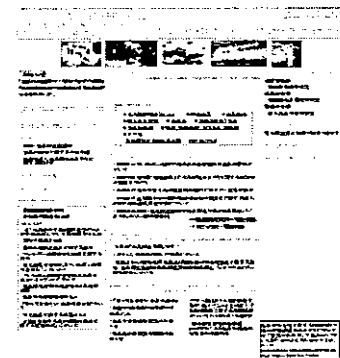
※10月以降は予定であり、変更の可能性あり

※上記の他、食品安全委員会、農林水産省実施の意見交換会にも参加

情報提供

ホームページの刷新

- デザインを見直すとともに、消費者向け・事業者向け情報の充実など、より見やすく、分かりやすいホームページへバージョンアップ



（イメージ図）

政府広報による情報発信

- ニッポンNOW（9月1日発行）
「安全・安心な食生活へ」をテーマに改正食品衛生法について紹介されました。
- 日本テレビ「新ニッポン探検隊」（9月7日放送）
「食の安全と安心」をテーマとして、輸入食品の検査が行われる神戸検疫所での活動や関係者との意見交換会が紹介されました。

審議会等の情報

- 薬事・食品衛生審議会について、議事等を公開しております。
- 規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続（いわゆるパブリックコメント手続）を行い広く意見を求め、提出された意見等を考慮して、最終的な意思決定を行います。

○ 関係する法令の条文

「食品衛生法等の一部を改正する法律(抄)」(平成十五年法律第五十五号)

第二十九条の二の二 厚生労働大臣は、第六条第二号ただし書(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第十一条第一項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十一条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により基準を定めようとするとき、第二十二條第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき、第二十三条第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第五十条第一項の規定により基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

- ② 都道府県知事等は、第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない。
- ③ 厚生労働大臣は、第一項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

第二十九条の二の三 厚生労働大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

「食品安全基本法(抄)」(平成十五年法律第四十八号)

(情報及び意見の交換の促進)

第十三条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。